

平成 27 年度市県民税 申告相談日程表

2月

曜日	日	月	火	水	木	金	土
相談日	地区毎に日程を決めていますが、市内どこの会場でも相談可能です。ご都合のよい日にご来場ください。				5	6	7
受付時間					9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	実施しません
対象地区					田沢地区全域		
相談会場					田沢交流センター		
相談日	8	9	10	11	12	13	14
受付時間	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	生保内地区全域					神代地区全域	
相談会場	田沢湖総合開発センター					神代就業改善センター	
相談日	15	16	17	18	19	20	21
受付時間	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 15:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	神代地区全域				上桧木内地区全域		桧木内地区全域
相談会場	神代就業改善センター				紙風船館		桧木内公民館
相談日	22	23	24	25	26	27	28
受付時間	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	実施しません
対象地区	桧木内地区全域		西明寺・小山田・門屋・上荒井・小淵野・西荒井地区				
相談会場	桧木内公民館		西木総合開発センター				

3月

曜日	日	月	火	水	木	金	土
相談日	1	2	3	4	5	6	7
受付時間	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 15:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	中川地区		白岩・広久内・藺田地区		西長野・下延・雲然・八割地区		
相談会場	中川集落センター		白岩集落センター		雲沢集落センター		
相談日	8	9	10	11	12	13	14
受付時間	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	西長野・下延・雲然・八割地区		角館町内全域				
相談会場	雲沢集落センター		角館交流センター				
相談日	15	16					
受付時間	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで					
対象地区	角館町内全域						
相談会場	角館交流センター						

各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご承ください。また、3月9日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの相談をお願いします。

市県民税の申告は3月16日(月)までです。忘れずに申告しましょう。

税の申告



平成27年1月1日現在、仙北市にお住いの方は、仙北市に前年(平成26年1月1日から12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各地域センターおよび出張所の窓口にありますので、3月16日(月)までに申告してください。

なお、2月5日(木)から3月16日(月)まで次のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

申告が必要な方

給与や年金*のほか、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、家屋を売った方)などの収入がある方は申告をしなければなりません。

収入が全くない方も申告の必要があります。

申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資等の申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。

また、非課税年金(障害年金、遺族年金等)受給者についても申告が必要です。

*公的年金等に係る確定申告不要制度について

平成23年分の所得税確定申告から公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告が不要となっていますが、市県民税の申告が必要ですのでご注意ください。

次の方は原則申告が必要ありません

- ① 税務署に確定申告を提出する方
- ② 給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が税務課に提出されている方(ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除きます。)

問合せ 税務課 ☎43-1117

申告相談に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 収入額等を証明するもの
 - 給与所得者や年金受給者は、源泉徴収などの収入が明らかとなるもの
 - 事業所得者は、領収書、収支計算書や帳簿類
 - その他の所得がある方は、収入額を証明するものおよび必要経費がわかるもの
- ③ 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの(例)
 - 医療費、寄付金の領収書
 - 健康保険料、介護保険料の領収書等
 - 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
 - 障害者手帳、療育手帳、学生証等の証明書
 - 医師等が発行する証明書(おむつを使う必要がある方)
 - 福祉事務所で発行する認定書(寝たきり等による介護を要する方)

*所得税の還付を受ける場合は、『源泉徴収票』、および『各種領収書等』の添付が義務付けられています。無い場合は還付が受けられないので、必ず事業所等より交付を受けてから申告相談にきてください。還付金は、口座振込になりますのでご指定される金融機関口座がわかるものをご準備ください。

申告書用紙について

申告書用紙の事前送付はしていません。市役所各庁舎窓口にありますのでご利用ください。(ホームページからもダウンロードできます。)

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方は、申告相談できませんので、直接税務署に申告してください。